

Client Alert

17 February 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

中国商標法改正案の進捗状況について (Part 1)

2023 年 1 月 13 日、中国国家知識産権局（CNIPA）は、商標法の改正案を公表した。改正案はかなり大規模なものであり、ブランドオーナーに対して大きな影響を与えるものであるため、多くの日本企業にも注目されている。一方で、公表後に多くのパブリックコメントが寄せられたこともあり、いまだに正式に立法化されていない。

今回の報告(Part 1)では、主要な改正案のうち、「同一商標の繰り返し出願の禁止」及び「登録後 5 年毎の使用状況の説明義務」の 2 点について取り上げるとともに、法改正の現状について解説する。

同一商標の繰り返し出願の禁止について

改正案では、商標出願人は同一の商品・役務について同一の商標を、1 つの商標登録でのみ所有しなければならないと規定し、重複した商標登録を禁止している（第 14 条）。

この改正案では、出願人は (i) 同一の商品または役務について、同一の出願人によって登録または出願された先行商標、または (ii) 過去 1 年間に取り消された、または無効と宣言された先行商標と同一の商標出願を行ってはならないと規定している。出願人が先行登録商標を取り消すことに同意した場合や、出願人の責めに帰すべき事由が無い状況において先行登録商標が更新されなかった場合など、いくつかの例外が適用される（第 21 条）。

改正案が予定通りに発効した場合、商標権者は、不使用を理由に商標登録が取り消されるリスクを軽減するために、3 年毎に再出願することが出来なくなる。商標権者は新しい制限事項に準拠するために、商標出願戦略を再確認する必要がある。

登録後 5 年毎の使用状況の説明義務について

改正案では、商標権者が登録後 5 年毎に、指定商品・役務について登録商標が使用されていることを説明するか、使用していない正当な理由を示す声明を提出するという、新たな義務的要件が課されている。CNIPA は、商標権者が使用声明を提出しなかった場合、商標権者に正式な通知を送付することとなる。商標権者が CNIPA の通知を受領してから 6 か月以内に使用声明を提出しない場合には、商標登録は放棄されたものとみなされ、自動的に取消される（第 61 条）。

また、改正案では、CNIPA が使用声明の真正性を確認するために無作為の抜き打ち検査を実施し、商標権者に証拠を要求することができると規定している（第 61 条）。



これに関連する改正案では、出願人が商標を「使用する場合、または使用を約束する場合」にのみ、商標を出願できることも規定している（第5条）。

これらの要件は、登録簿から、不使用の商標および登録されただけの未使用の商標を一掃することを目的としている。予定通りに法律が改正されれば、商標権者は登録商標の使用証拠を収集し、適切な記録を保持する社内システムを構築し、規定の期間内に使用報告書を提出する必要がある。使用報告書の導入は、商品や役務を作成する出願時の実務にも影響を及ぼすものと思われる。

法改正の現状

2023年1月13日、中国国家知識産権局（CNIPA）は商標法の改正案を公表し、その後、国務院は、2024年5月9日に2024年立法作業計画を発表し、商標法の改正案を全国人民代表大会常務委員会（NPCSC）に提出して審査を受ける準備をしていることを示した。しかしながら、国務院は、いまだNPCSCに改正案を提出しておらず、現時点では具体的な立法スケジュールの目途は立っていない。